

公益財団法人生涯学習かめおか財団役員及び評議員の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）（及び第196条）並びに公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第13条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人生涯学習かめおか財団の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(常務理事の報酬)

第2条 常務理事は事務局長を兼ねるものとし、役員としての報酬は支給しないものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が次の用務に従事したときは、その従事した日数について、報酬を支給するものとする。

この場合において2以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。

- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監査の業務を行うとき
- (4) 理事長が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により支給する役員等の報酬の額は、日額10,000円とする。

3 亀岡市の常勤特別職及び一般職には前項に定める報酬は支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で会議等従事した都度、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合にはその役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部または一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が財団の用務のため旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 第3条に定める用務に出席し報酬日額を支給した場合は、交通費等の費用弁償は支給しない。ただし、報酬日額を支給しない場合は、必要な費用を支給することができる。
- 3 前2項の規定により支給する旅費の額は、亀岡市の常勤特別職及び一般職の役員にあっては、亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市規則第3号）に定める旅費相当の額を、その他の役員にあっては、生涯学習かめおか財団職員就業規程第13条の規定により、事務局長等の職にある者に適用される区分の相当額を、それぞれ支給する。

（委任）

第6条 この規程の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第50号 以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。